

第 6 4 号議案

亀岡市企業立地促進条例の一部 を改正する条例の制定について

亀岡市企業立地促進条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

亀岡市企業立地促進条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 企業者が、地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の条例第 3 条の規定に基づき指定された指定工場に係る奨励金の措置については、なお従前の例による。

亀岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 活力あるにぎわいのまちづくりを推進するため、助成対象企業の指定基準を加えること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。